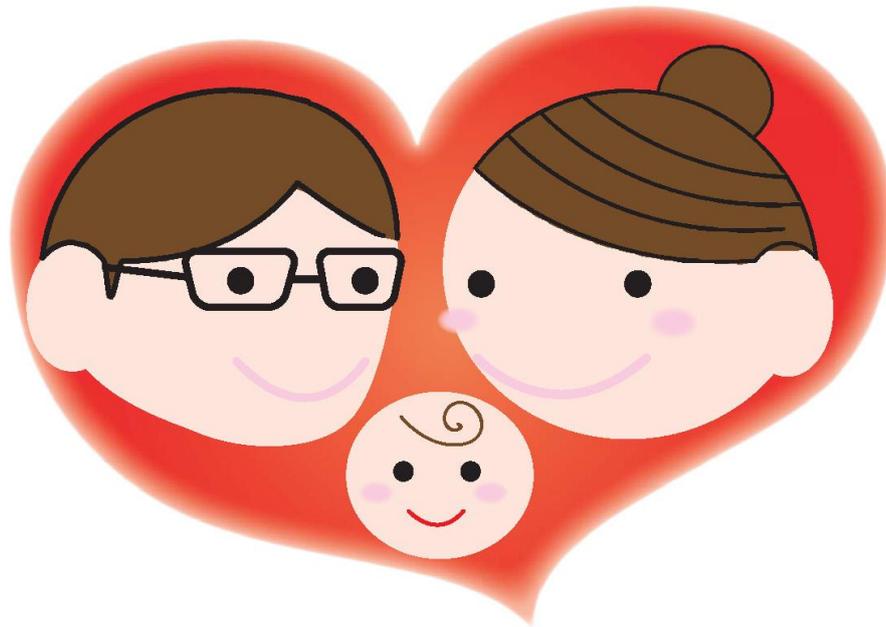


置賜広域行政事務組合 指定ごみ袋子育て支援事業 子育て支援登録店の手引き



令和6年4月

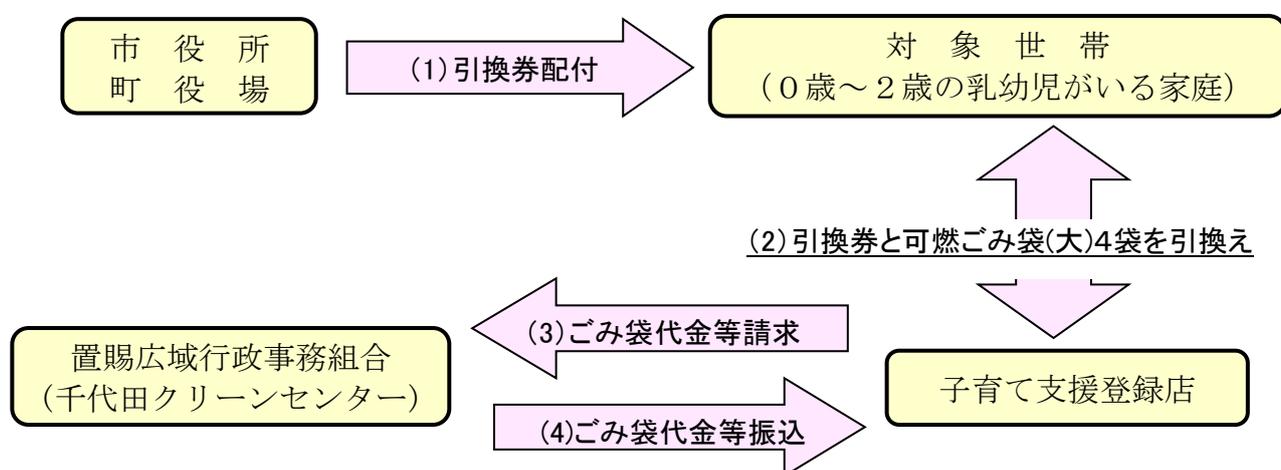
置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター

～ 目 次 ～

1 引換券とごみ袋の交換枚数について・・・1	5 Q&A集
2 事業の基本的な流れ・・・1	(1) 子育て支援登録店の申請に関すること・・・4
3 子育て支援登録店の事務作業	(2) ごみ袋の引換えに関すること・・・4
(1) 引換券とごみ袋の引換え・・・2	(3) ごみ袋代金等の請求に関すること・・・5
(2) ごみ袋代金等の請求・・・2	(4) その他・・・5
(3) 登録店の登録内容を変更する場合	6 様式集、記入例
①店名、所在地(住所)、代表者の変更・・・3	○指定ごみ袋子育て支援引換券・・・6
②印鑑の変更、振込口座の変更・・・3	○指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書・・・7
(4) 登録店を廃止する場合・・・3	※請求書記入例・・・8
4 その他・・・3	○債権者・義務者登録申請書・・・9
	※申請書記入例・・・10
	○指定ごみ袋子育て支援登録店廃止届・・・11

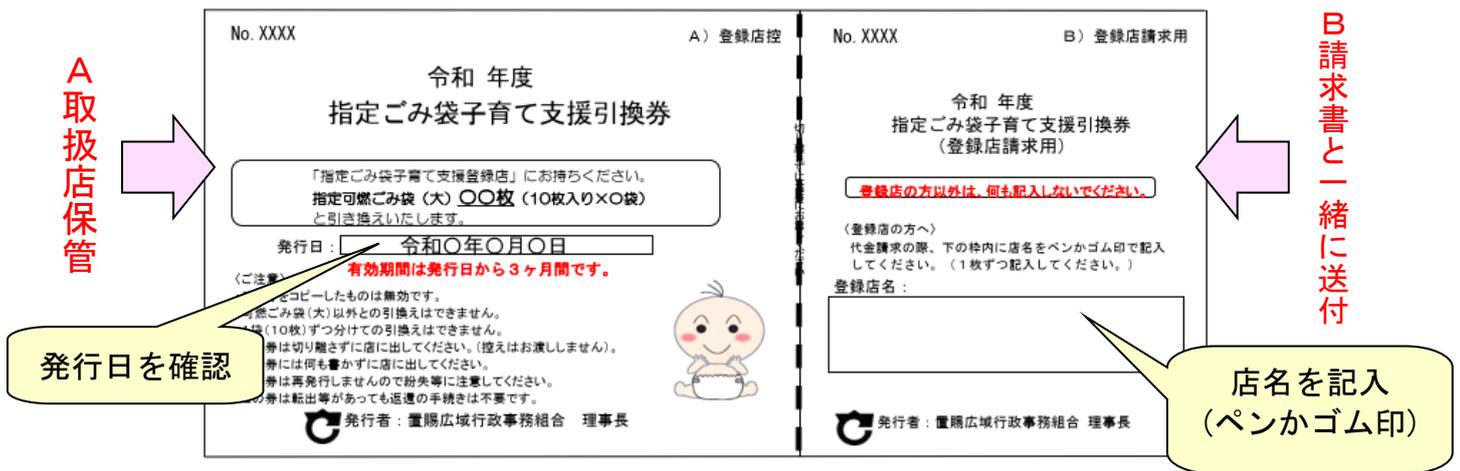
1 事業の基本的な流れ

- (1) 各市役所・町役場から対象世帯へ引換券を配付
 - ・配付時期は年齢や市町によって異なります。
- (2) 引換券の配付を受けた方は、子育て支援登録店で引換え
 - ・引換券1枚につき可燃ごみ袋(大)4袋(40枚)と引換えとなります。
 - ・券の発行日から3か月以内が引換え有効期限となります。
- (3) 登録店は千代田クリーンセンターへごみ袋代金、事務手数料、事務経費を請求
 - ・「指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書」を記入し、引換券右側の「B)登録店請求用」を郵送してください。
- (4) 登録店へ代金等を振込み
 - ・請求書受理から1か月以内に指定口座に振込まれます。



3 子育て支援登録店の事務作業

- (1) 引換券とごみ袋の引換え
 - ①「指定ごみ袋子育て支援引換券」を持参した方に、券と引換えに可燃ごみ袋(大)4袋(40枚)を無償でお渡しください。発行日から3か月を過ぎた券は無効ですので発行日をご確認ください。
例:発行日が4月1日の場合は7月1日まで有効
 - ②受け取った引換券は、代金請求まで保管してください。券を持参した方の「控え」はありません。券全体を受け取り保管してください。
- (2) ごみ袋代金等の請求
 - ごみ袋代金等は千代田クリーンセンターに請求してください。おおむね1か月分程度を目安として最大でも半年分程度でお願いします。
 - ①引換券右側の「B)登録店請求用」にペンかゴム印で1枚ずつ店名を記入して切り離し、枚数をご確認ください。なお、券左側の「A)登録店控」は、問い合わせ等で必要な場合がありますので最低でも年度内は保管してください。



- ②「指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書」を記入し、引換券右側の「B) 登録店用」と一緒に千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。請求書は7ページをコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてください。記入例は8ページにあります。**※令和4年度以降は、7ページの請求書にご記入ください。**
- ③千代田クリーンセンターが②を受理後、**1か月以内**に指定口座に振込まれます。

支払いの内訳は以下のとおりです。

ア ごみ袋代金……引換券1枚につき

2,200円(ごみ袋40枚)または**1,650円**(ごみ袋30枚)※

※令和3年度以前の引換券を請求する場合はこの額になります。

イ 取扱手数料……アの金額×**4%**

ウ 事務経費……請求1回につき**200円**

(3) 登録店の登録内容を変更する場合

①店名、所在地(住所)、代表者の変更

証紙(指定ごみ袋)取扱店の変更手続きをしてください。必要書類は千代田クリーンセンターにお問い合わせください。

②印鑑の変更、振込口座の変更

請求書に使用する印鑑、振込口座はあらかじめ登録いただいておりますので、変更される場合は「**債権者・義務者登録申請書**」を記入し、千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。申請書は9ページをコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてください。記入例は10ページにあります。

なお、**登録している振込口座を解約する場合は、必ず事前に千代田クリーンセンターにご連絡ください。**

(4) 登録店を廃止する場合

①ごみ袋の取扱いは続けるが、子育て支援登録店だけをやめる場合

「子育て支援登録店廃止届」を記入し、千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。廃止届は11ページをコピーしてください。

②証紙取扱店(ごみ袋の取扱い)を廃止する場合

証紙(指定ごみ袋)取扱店の廃止手続きをお願いします。必要書類は千代田クリーンセンターにお問い合わせください。自動的に子育て支援登録店も廃止となりますので、「子育て支援登録店廃止届」(11ページ)は必要ありません。

※登録店廃止の際は、①、②いずれの場合も

- ・ **未請求の引換券があれば請求書類もご提出ください。**
- ・ 登録時にお配りした表札(シール)及びポスターを撤去、処分してください。

4 その他

- (1) 対象世帯へは「登録店リスト」を配付し、本組合ホームページにも掲載します。新たな登録店の情報は随時更新しますが、登録時期によって更新が遅れることがあります。
- (2) この事業について住民の方から問い合わせがあった場合、ごみ袋についてお気づきの点がある場合、また代金の請求や支払いについてのお問い合わせは千代田クリーンセンターにご連絡ください。

千代田クリーンセンター(担当:管理係)

所在地: 〒999-2172 高畠町大字夏茂2933番地

電話: 0238-57-4004 FAX: 0238-57-4003

- (3) この事業の概要は、置賜広域行政事務組合のホームページにも掲載しています。
<https://www.okikou.or.jp/jyuuminjyouhou/kosodate/> にアクセスするか、トップページから「住民のみなさまへ」→「指定ごみ袋子育て支援」とお進みください。

5 Q&A集

(1) 子育て支援登録店の申請に関すること

Q. 本店が証紙取扱店だが、支店は証紙取扱店になっていない場合、支店は子育て支援登録店になれるか。

A. 「子育て支援登録店」は証紙取扱店であることを条件としていますので、その支店も証紙取扱店でなければなりません。この質問のケースでは、支店は証紙の取扱い自体ができません。

(2) ごみ袋の引換えに関すること

Q. 発行日から3か月を過ぎた券を持参したお客様の引換えに応じてよいか。また前年度の引換券を持ってきたお客様の引換えに応じてよいか。

A. 期限を過ぎた券との引換えはお断りいただくようお願いします。また、発行日から3か月以内であれば、前年度の券であっても引換えに応じてください。

<p>Q. 可燃ごみ袋(小)や不燃ごみ袋・資源袋との引換えの要望があった場合、応じてもよいか。</p> <p>A. 紙おむつを焼却処理するためのごみ袋を配付する子育て支援事業ですので、可燃ごみ袋(大)以外との引換えには応じないでください。</p>
<p>Q. 引換え券1枚で4袋(40枚)との引換えでなく、1袋(10枚)ずつ分割した引換えに応じてよいか。</p> <p>A. 4袋(40枚)一括での引換えに限定させていただきます。1袋(10枚)ずつ分けての引換えには応じないでください。</p>
<p>Q. 可燃ごみ袋(大)の在庫が2袋(20枚)しかない場合どうしたらよいか。</p> <p>A. 4袋(40枚)の引換えに限定していますので、在庫がない場合は引換えをしないでください。</p>
<p>Q. 引換え券が破れていたり、切り離されている場合、汚れている場合は引換えてもよいか。</p> <p>A. 引換え券の左右の番号が確認でき、番号が合っていれば引換え可能とします。ただし左右どちらかの半券しかない場合は無効とします。</p>
<p>Q. 引換え券の偽造防止対策はしているか。</p> <p>A. 引換え券に透かし模様を入れています。複写・複製された券は無効ですので、疑いがある場合、透かしのないものは引換えに応じず、千代田クリーンセンターにご連絡ください。</p>

(3) ごみ袋代金等の請求に関すること

<p>Q. 昨年引換えた券の請求を忘れていた。これから請求できるか。</p> <p>A. 通常どおり請求してください。お店で引換えた券に請求期限はありませんが、遅くとも引換えから半年を目安に請求してください。</p>
<p>Q. 引換え券の「B)登録店請求用」をなくしてしまった。代金を請求できないか。</p> <p>A. 「A)登録店控(券の左側)」が残っていればお送りください。番号を確認した上で、代金をお支払いします。なお、お送りいただく際にはコピーを保管しておいてください。</p>
<p>Q. 前年度と新年度の引換え券を混ぜて請求してよいか。</p> <p>A. 差し支えありませんが、請求書の記入にご注意ください。(8ページ参照)</p>
<p>Q. 各店舗の請求を、本店(本社)がまとめて行ってもよいか。</p> <p>A. 差し支えありません。ただし、事務経費は、請求1回分200円のみのお支払いとなります。</p>

Q. 請求書に押す印鑑がわからない。

A. 請求用の印鑑はあらかじめ登録いただいておりますが、不明な場合は千代田クリーンセンターにお問い合わせください。なお、登録印鑑以外を押した請求書は受理できませんのでご注意ください。

Q. 請求書に押す印鑑を変更したい。

A. 3ページの「印鑑の変更、振込口座の変更」をご覧ください。

Q. 請求書を書き間違った場合、どうしたらよいか。

A. 「請求金額①～③」への記入は訂正できませんので、新しい用紙をお使いください。それ以外の訂正は、訂正部分に押印(請求印鑑または訂正印)していただければ結構です。なお、請求書の訂正には修正液を使用しないでください。詳しくは8ページをご覧ください。

Q. 登録している振込口座を変更したい。

A. 3ページの「印鑑の変更、振込口座の変更」をご覧ください。なお、登録している振込口座を解約する場合は必ず事前に千代田クリーンセンターにご連絡ください。

(4) その他

Q. ポスター(シール)が破けてしまったので、もう1枚もらえないか。

A. 必要な場合は千代田クリーンセンターにご連絡ください。

Q. この「手引き」がもう1冊欲しい。

A. ホームページにございますのでダウンロードしてお使いください。(インターネットが利用できない場合は千代田クリーンセンターにご連絡ください)

6 様式集・記入例

※7ページの「指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書」、9ページの「債権者・義務者登録申請書」、11ページの「指定ごみ袋子育て支援登録店廃止届」はこの手引きをコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてお使いください。

(<https://www.okikou.or.jp/jyuminjyohou/kosodate/>)

様式第1号（第4条関係）

<p>No. XXXX</p> <p style="text-align: right;">A) 登録店控</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 指定ごみ袋子育て支援引換券</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「指定ごみ袋子育て支援登録店」にお持ちください。 指定可燃ごみ袋（大）〇〇枚（10枚入り×〇袋） と引き換えいたします。</p> </div> <p>発行日： <input style="width: 100px;" type="text" value="令和〇年〇月〇日"/></p> <p style="text-align: center; color: red;">有効期間は発行日から3ヶ月間です。</p> <p>〈ご注意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この券をコピーしたものは無効です。 ・可燃ごみ袋（大）以外との引換えはできません。 ・1袋（10枚）ずつ分けての引換えはできません。 ・この券は切り離さずに店に出してください。（控えはお渡ししません）。 ・この券には何も書かずに店に出してください。 ・この券は再発行しませんので紛失等に注意してください。 ・この券は転出等があっても返還の手続きは不要です。 <div style="text-align: center;">  <p>発行者：置賜広域行政事務組合 理事長</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>No. XXXX</p> <p style="text-align: right;">B) 登録店請求用</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 指定ごみ袋子育て支援引換券 （登録店請求用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>登録店の方以外は、何も記入しないでください。</p> </div> <p>（登録店の方へ） 代金請求の際、下の枠内に店名をペンかゴム印で記入してください。（1枚ずつ記入してください。）</p> <p>登録店名： <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div></p> <div style="text-align: center;">  <p>発行者：置賜広域行政事務組合 理事長</p> </div>
---	--

寸法) ヨコ 180mm×タテ 98mm

※年度によって色が異なります。

様式第10号（第12条関係）

指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書

令和 年 月 日

置賜広域行政事務組合 理事長 あて

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ⑩
(電話番号)

下記のとおり請求します。

記

請求金額 (①～③)				円	
請求内訳	引換券枚数・ 指定ごみ袋 代金	令和3年度 まで引換券	1,650円 (ごみ袋30枚)	枚	円
		令和4年度 以降引換券	2,200円 (ごみ袋40枚)	枚	円
		合計		枚	① 円
	取扱手数料		①×4/100		② 円
	事務経費				③ 200 円

- ・請求印は、「債権者登録申請書」で登録した印鑑をご使用ください。
- ・振込先は、「債権者登録申請書」で登録した金融機関口座となります。

(登録店 → 置賜広域行政事務組合)

○ 子育て支援取扱費用請求書の記入例

指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書

持参または郵送する日を
記入してください。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

置賜広域行政事務組合 理事長 あて

請求者 住所又は所在地 高畠町大字夏茂, 2933

氏名又は名称 千代田クリーンマート 高畠店

代表者名 店長 千代田 太郎 (印)

(電話番号 0238-57-4004)

下記のとおり請求します。

「請求金額」欄のみ、訂正はできません。書き間違った場合は新しい用紙をお使いください。

「債権者登録申請書」で登録した印鑑 (不明な場合は千代田クリーンセンターにお問い合わせください)

請求金額 (①~③)		63,120 円			
請求内訳	引換券枚数・ 指定ごみ袋 代金	令和3年度 まで引換券	1,650 円 (ごみ袋30枚)	10 枚	16,500 円
		令和4年度 以降引換券	2,200 円 (ごみ袋40枚)	20 枚	44,000 円
		合計		30 枚	① 60,500 円
	取扱手数料		①×4/100		② 2,420 円 24,200
事務経費				③ 200 円	

文字を訂正した場合は請求印または訂正印を押印してください(修正液は使用しないでください)

・請求印は、「債権者登録申請書」で登録した印鑑を使用してください。

・振込先は、「債権者登録申請書」で登録した口座となります。

(登録店 → 置賜広域行政事務組合)

債権者・義務者登録申請書

令和 年 月 日

置賜広域行政事務組合理事長 あて

債権者 義務者 コード							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

処理区分	1 登録 2 修正 3 削除	処理 年月日	年 月 日
------	--------------------------	-----------	-------

修正・削除 の理由	(登録の場合記入の必要はありません。)
--------------	---------------------

フリガナ			 <small>支店の場合は支店で使用する印を押して下さい。</small>
法人名 又は 屋号	本店		
	支店		

フリガナ			
代表者氏名 (個人氏名)			

フリガナ		
住所 (都道府県市区 町村地名番地)	〒	

電話番号	— —
------	-----

金融 機 関	銀行コード	—					
	金融機関名	銀行					本 支 店
	口座番号		預金種目	1 普通	2 当座		
	フリガナ						
口座名義							

次の欄は、上記氏名・住所等と口座振替通知書の送付先が違う場合に記入して下さい。

口座 振 替 通 知 書 送 付 先	住所	〒
	氏名	
	電話番号	— —

置賜広域行政事務組合

○ 債権者・義務者登録申請書の記入例（印鑑変更の場合）

債権者・義務者登録申請書

令和 年 月 日

置賜広域行政事務組合理事長 あて

債権者 義務者 コード	記入不要
-------------------	------

処理区分	1 登録 ② 修正 3 削除	処理年月日	年 月 日
------	-----------------------	-------	-------

修正・削除の理由	(登録の場合記入の必要はありません。) <b style="color: blue;">使用印鑑の変更
----------	--

フリガナ	チヨダクリーンマート タカハタテン		 <small>支店の場合は支店で使用する印を押して下さい。</small>
法人名又は屋号	本店	千代田クリーンマート	
	支店	高 畠 店	

フリガナ	テンチョウ チヨダタロウ		 <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 5px; color: black; font-size: small;"> 変更後の印鑑 (シャチハタ印は登録できません) </div>
代表者氏名(個人氏名)	店長 千代田 太郎		

フリガナ			
住所(都道府県市区町村地名番地)	〒		

電話番号	— —	<div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 5px; color: black; font-size: small;"> 振込口座変更の場合はこの欄を記入してください </div>
------	-----	---

金融機関	銀行コード	—					
	金融機関名	銀行					本店 支店
	口座番号					預金種目	1 普通 2 当座
	フリガナ						
	口座名義						

次の欄は、上記氏名・住所等と口座振替通知書の送付先が違う場合に記入して下さい。

口座振替通知書送付先	住所	〒				
	氏名	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; color: red; font-weight: bold; font-size: large;"> 記入不要 </div>				
	電話番号	— —				

置賜広域行政事務組合

様式第9号（第9条関係）

指定ごみ袋子育て支援登録店廃止届

令和 年 月 日

置賜広域行政事務組合 理事長 あて

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

㊟

(電話番号)

私（当社）は、指定ごみ袋子育て支援登録店を廃止したいので、置賜広域行政事務組合指定ごみ袋子育て支援事業実施要綱第9条第1項の規定により届出します。

※ 処 理 欄	上記の届出を受理して よいか伺います。		起 案	令和 年 月 日	
			決 裁	令和 年 月 日	
			証紙(指定ごみ袋) 取扱店承認番号	—	
	係	係 長	補 佐	決 裁	
	廃 止 日		条件及び指示事項		
令和 年 月 日					

※は、記入しないでください。

(登録店 → 置賜広域行政事務組合)